

県民税利子割（県税）

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける利子等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆利子等とは

特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子のほかに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険（保険期間が5年以下のもの、又は5年以内に解約したもの）等の金融類似商品の収益も含まれます。

◆非課税

◎障がい者等（身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等）に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円
- 少額公債非課税制度（特別マル優）（※）……………350万円

（※）少額公債非課税制度（特別マル優）は、県民税配当割に対する非課税制度となります。

◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } ……………あわせて550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

◎障がい者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

県民税利子割は、税収帰属を適正化するために都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割（清算後）のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。